

令和4年度 第8回  
静岡県私立学校審議会  
議案

静岡県スポーツ・文化観光部  
総合教育局私学振興課

# 令和4年度 第8回 静岡県私立学校審議会 議案目次

## (認可事項)

第1号議案	星陵高等学校の収容定員に係る学則変更認可について(高等学校)	1
第2号議案	花園幼稚園の廃止認可について(幼稚園)	3
第3号議案	梨花幼稚園の廃止認可について(幼稚園)	3
第4号議案	天使幼稚園の廃止認可について(幼稚園)	4
第5号議案	学校法人沼津富士学園の解散認可について(幼稚園)	5
第6号議案	専門学校浜松工科自動車大学校の設置認可について(専修学校)	6
第7号議案	沼津日本語学院の収容定員に係る学則変更認可について(各種学校)	9
第8号議案	浜松日本語学院の収容定員に係る学則変更認可について(各種学校)	11
第9号議案	静岡国際言語学院の収容定員に係る学則変更認可について(各種学校)	13
第10号議案	伊藤珠算学校の廃止認可について(各種学校)	15

## (承認事項)

事前審査1	(仮称)静岡学園葵高等学校(通信制課程)の設置計画について(高等学校)	16
事前審査2	(仮称)専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校の設置計画について(専修学校)	19
事前審査3	静岡デザイン専門学校の目的変更計画について(専修学校)	22

## (協議事項)

協議事項1	私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について	25
協議事項2	私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について	26
協議事項3	私立幼稚園設置認可審査内規の一部改正について	28

第1号議案 星陵高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	星陵高等学校（昭和49年11月15日設置認可）										
2 位置	富士宮市星山1068										
3 設置者	静岡市葵区相生町12番18号 学校法人静岡理工科大学（理事長 杉浦 哲）										
4 変更の理由	近年、富士・富士宮地区における生徒の進学意識が高く、英数科に入学志願者数が集中しているため、英数科の収容定員を増員し、定員に満たない普通科の収容定員を減員するもの。										
5 変更の時期	令和6年4月1日										
6 変更の内容	変更前(学則)		変更後(学則)								
	学 科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員						
	普通科	160人	480人 <350人>	80人	240人						
	英数科	240人	720人 <1,066人>	320人	960人						
	計	400人	1,200人 <1,416人>	400人	1,200人						
	< >内は令和4年5月1日の実員										
	◆ 基準										
	① 1学級の生徒数は40人以下であること。										
	令和6年度から令和8年度までの定員は、次のとおりとする。										
	学 科	令和6年度	令和7年度	令和8年度							
	普通科	400人（80人）	320人（80人）	240人（80人）							
	英数科	800人（320人）	880人（320人）	960人（320人）							
	計	1,200人（400人）	1,200人（400人）	1,200人（400人）							
	（ ）内は入学定員										
	※ 教科別教員数										
	年度	国語	社会	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	計
	R4	23	16	25	19	6	12	3	25	2	131
	R5	23	18	25	21	6	12	3	25	3	136
	R6	23	18	25	21	6	12	3	25	3	136
	R7	23	18	25	21	6	12	3	25	3	136
	R8	23	18	26	21	6	12	3	25	3	137

7 職員組織

職 名	変更前			変更後		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
副 校 長	1			1		
教 頭						
教 諭	45	6		50	※ 6	
助 教 諭						
講 師	13	3	59	※ 11	※ 3	※ 62
実習助手・ALT	1			1		
免許状を要しない 非常勤講師						
養護教諭	1			1		
事務職員	5		1	5		1
用務員等	2		10	2		3
校 医 等			7			7
計	69	9	77	72	9	73

※を教諭に換算すると 43人 (週当たり授業総時数877時間÷20)  
50 の51人と合計すると94人となる。

◆ 基準

- ① 教員数が57人以上であること。

8 施設等の状況

施設名	面積等			
	変更前		変更後	
校地	100,200 m <sup>2</sup>		100,200 m <sup>2</sup>	
屋外運動場	48,120 m <sup>2</sup>		48,120 m <sup>2</sup>	
校舎等	18,758 m <sup>2</sup>		18,758 m <sup>2</sup>	
校舎	14,915 m <sup>2</sup>		14,915 m <sup>2</sup>	
普通教室	44 室	3,061 m <sup>2</sup>	44 室	3,061 m <sup>2</sup>
特別教室	9 室	1,098 m <sup>2</sup>	9 室	1,098 m <sup>2</sup>
校長室	1 室	46 m <sup>2</sup>	1 室	46 m <sup>2</sup>
職員室	1 室	540 m <sup>2</sup>	1 室	540 m <sup>2</sup>
事務室	1 室	69 m <sup>2</sup>	1 室	69 m <sup>2</sup>
図書室	1 室	290 m <sup>2</sup>	1 室	290 m <sup>2</sup>
保健室	1 室	101 m <sup>2</sup>	1 室	101 m <sup>2</sup>
その他		9,710 m <sup>2</sup>		9,710 m <sup>2</sup>
屋内運動場	3 室	3,843 m <sup>2</sup>	3 室	3,843 m <sup>2</sup>

◆ 基準

- ①運動場(屋外・屋内)が8,400m<sup>2</sup>以上であること。  
 ②校舎が6,240m<sup>2</sup>以上であること。

第2号議案・第3号議案 幼保連携型認定こども園移行に伴う幼稚園の廃止認可について

○共通事項

廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため
廃止の時期	令和5年3月31日
園児の処置方法	新しく設置される幼保連携型認定こども園に通園する

議案	名称	位置	設置者	園児数	
				認可定員	実員
2	花園幼稚園	浜松市西区篠原町9376	(学) 興福寺学園	360	260
3	梨花幼稚園	静岡市駿河区下川原2丁目33番15号	(学) 鷺巣学園	300	243
合計				660	503

※認可定員及び実員は、令和4年5月1日現在のものである。

第4号議案 天使幼稚園の廃止認可について

1 名 称	天使幼稚園 (昭和30年12月7日設置認可、昭和43年10月28日 現園名に名称変更)																														
2 位 置	静岡県沼津市松長263番地の2																														
3 設 置 者	学校法人沼津富士学園 (理事長 渡邊 健太郎)																														
4 廃止の理由	令和4年12月開催の評議員会・理事会において、平成19年4月から休園していた天使幼稚園の再開は不可能と判断され、園の廃止認可申請を行うことが議決されたため																														
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																														
6 園児の処置方法	平成19年4月から休園しており園児は不在																														
7 教職員の処置方法	平成19年4月から休園しており教職員は不在																														
8 指導要録等の保存方法	卒園後20年経過していない者の指導要録等については、県が卒園後20年までの間保存する																														
9 園児数の推移	<p>各年度5月1日現在(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	3歳児	0	0	0	0	0	4歳児	0	0	0	0	0	5歳児	0	0	0	0	0	合計	0	0	0	0	0
	H30	R1	R2	R3	R4																										
3歳児	0	0	0	0	0																										
4歳児	0	0	0	0	0																										
5歳児	0	0	0	0	0																										
合計	0	0	0	0	0																										

第5号議案 学校法人沼津富士学園の解散認可について

1 名 称	学校法人沼津富士学園 (昭和62年12月22日設立認可)
2 所 在 地	静岡県沼津市松長263番地の2
3 代 表 者	理事長 渡邊 健太郎
4 解散の理由	令和4年12月開催の評議員会・理事会において、平成19年4月から休園していた天使幼稚園の再開は不可能と判断され、園の廃止認可申請を行うとともに、学校法人の解散認可申請を行うことが議決されたため(寄附行為第41条第1項)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	11,367,865円
7 残余財産の処分方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎を解体し更地とした後、土地を売却</li> <li>・保有現預金及び土地売却収入から、園舎解体費用及び事務費を控除した上記残余財産額は、全額、沼津市(教育委員会)に寄附する</li> </ul>

第6号議案 専門学校浜松工科自動車大学校(専修学校)の設置認可について

1 目的	本校は、教育基本法に則り、学校教育法の主旨に従い、産業の発展に対応するための工業分野の教育をするとともに、一般教養に関する学科も授け、知性高く教養ある人材を育成し、産業の振興に寄与することを目的とする。																																																			
2 名称	専門学校浜松工科自動車大学校																																																			
3 位置	浜松市中区寺島町 285 番地の 24																																																			
4 設置者	静岡市葵区宮前町 71 番地の 1 学校法人静岡自動車学園(理事長 平井 一史)																																																			
5 開設の時期	令和5年4月1日																																																			
6 編成等	<table border="1" data-bbox="469 757 1442 1189"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>昼夜</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門課程 (工業分野)</td> <td>自動車システム工学科</td> <td>昼</td> <td>4年</td> <td>25人</td> <td>100人</td> <td>高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者</td> </tr> <tr> <td>自動車整備科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>25人</td> <td>50人</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>国際オートメカニク科</td> <td>昼</td> <td>3年</td> <td>25人</td> <td>75人</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>75人</td> <td>225人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="501 1218 1369 1254">年間授業時数 871 単位時間以上 (484 時間×90 分/50 分=871. 2)</p> <p data-bbox="469 1317 935 1352">◆ 学校教育法 第124条、第125条</p> <table border="1" data-bbox="469 1352 1442 1666"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修業年限 1年以上</td> <td>自動車システム工学科(4年制) 自動車整備科(2年制) 国際オートメカニク科(3年制)</td> </tr> <tr> <td>各分野の課程ごと、定員40人以上</td> <td>225人</td> </tr> <tr> <td>入学資格(専門課程) 高等学校を修了又はそれに準ずる学力を有する者</td> <td>高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1697 823 1733">◆ 専修学校設置基準 第6条</p> <table border="1" data-bbox="469 1733 1442 1816"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時に授業を行う生徒数40人以下</td> <td>1クラス25人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1845 1034 1881">◆ 専修学校設置基準 第9条、第16条第1項</p> <table border="1" data-bbox="469 1881 1442 2018"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業の1単位時間 50分(45分も可)</td> <td>50分(90分授業を50分換算)</td> </tr> <tr> <td>授業時数 年間800単位時間以上</td> <td>871単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	課程	学科	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門課程 (工業分野)	自動車システム工学科	昼	4年	25人	100人	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者	自動車整備科	昼	2年	25人	50人	同上	国際オートメカニク科	昼	3年	25人	75人	同上	計				75人	225人		基準	内容	修業年限 1年以上	自動車システム工学科(4年制) 自動車整備科(2年制) 国際オートメカニク科(3年制)	各分野の課程ごと、定員40人以上	225人	入学資格(専門課程) 高等学校を修了又はそれに準ずる学力を有する者	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者	基準	内容	同時に授業を行う生徒数40人以下	1クラス25人	基準	内容	授業の1単位時間 50分(45分も可)	50分(90分授業を50分換算)	授業時数 年間800単位時間以上	871単位以上
課程	学科	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																														
専門課程 (工業分野)	自動車システム工学科	昼	4年	25人	100人	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者																																														
	自動車整備科	昼	2年	25人	50人	同上																																														
	国際オートメカニク科	昼	3年	25人	75人	同上																																														
計				75人	225人																																															
基準	内容																																																			
修業年限 1年以上	自動車システム工学科(4年制) 自動車整備科(2年制) 国際オートメカニク科(3年制)																																																			
各分野の課程ごと、定員40人以上	225人																																																			
入学資格(専門課程) 高等学校を修了又はそれに準ずる学力を有する者	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者																																																			
基準	内容																																																			
同時に授業を行う生徒数40人以下	1クラス25人																																																			
基準	内容																																																			
授業の1単位時間 50分(45分も可)	50分(90分授業を50分換算)																																																			
授業時数 年間800単位時間以上	871単位以上																																																			

7 職員組織

(開設年度：令和5年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	4			4
講師			3	3
事務職員	1		2	3
校医			1	1
合計	6	0	6	12

(令和6年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	7			7
講師			4	4
事務職員	1		2	3
校医			1	1
合計	9	0	7	16

(令和7年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	9			9
講師			4	4
事務職員	1		2	3
校医			1	1
合計	11	0	7	18

(完成年度：令和8年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	10			10
講師			4	4
事務職員	1		2	3
校医			1	1
合計	12	0	7	19

◆ 専修学校設置基準 第39条

基準		内容
教員数	令和5年度 3人以上	8人
	令和6年度 5人以上 $(3+(150-80) \div 40=5)$	12人
	令和7年度 6人以上 $(3+(200-80) \div 40=6)$	14人
	令和8年度 7人以上 $(6+(225-200) \div 50=7)$	15人
専任の教員数	令和5年度 3人以上	5人
	令和6年度 3人以上	8人
	令和7年度 3人以上	10人
	令和8年度 4人以上	11人

8 施設等の状況

区分	内訳			形態	資金計画
					金額(千円)
校地	校舎敷地			2,644.78 m <sup>2</sup>	自己所有 240,140千円 (自己資金)
校舎	鉄骨造 2階建 1棟	普通教室	12室	594.16 m <sup>2</sup>	自己所有 878,900千円 (自己資金)
		実習室	6室	1,083.86 m <sup>2</sup>	
		工具置場室	1室	28.52 m <sup>2</sup>	
		校長室	1室	23.08 m <sup>2</sup>	
		職員室	1室	67.86 m <sup>2</sup>	
		事務・広報室	1室	49.22 m <sup>2</sup>	
		会議室	1室	23.08 m <sup>2</sup>	
		保健室	1室	17.79 m <sup>2</sup>	
		女子更衣室	1室	26.20 m <sup>2</sup>	
		教材倉庫	2室	17.14 m <sup>2</sup>	
		面談室	1室	16.28 m <sup>2</sup>	
		トイレ	6室	82.47 m <sup>2</sup>	
		その他(廊下、階段等)		397.29 m <sup>2</sup>	
		計		2,426.95 m <sup>2</sup>	
機器備品等	校具、教具、図書等		一式	自己所有 73,109千円 (自己資金)	

◆ 県専修学校設置認可等審査基準 第8条、第9条、第10条

基準	内容
校地、校舎、設備は、負担付き、借用であってはならない。	自己所有

◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準	内容
目的、生徒数又は課程に応じ	教室 12室 実習室 6室 校長室、職員室等
必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	施設・設備調書のとおり

◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 815 m <sup>2</sup> 以上 ※ $260 + 3.0 \times (225 - 40) = 815 \text{ m}^2$	2,426.95 m <sup>2</sup>

◆ 県専修学校設置認可等審査基準 第12条(設置に係る資金)

基準	内容
借入先：基準で定める団体又は銀行、信用金庫等	自己資金
借入額：学校の総負債額が学校の総資産額の1/3(33.3%)以内	自己資金
償還額：各年度の年間事業活動収入の20%以内	自己資金

第7号議案 沼津日本語学院(各種学校)の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	沼津日本語学院 (平成29年3月27日設置認可 校長 瀧田 強)																																																																										
2 位置	沼津市西条町17番地1																																																																										
3 設置者	静岡市葵区相生町12番18号 学校法人静岡理工科大学 (理事長 杉浦 哲)																																																																										
4 変更の理由	留学生の就学機会を確保するため、収容定員を変更(増加)する。																																																																										
5 変更の時期	令和5年4月1日																																																																										
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科名</th> <th rowspan="2">第1部 第2部</th> <th rowspan="2">コース名</th> <th rowspan="2">修業 年限</th> <th colspan="2">収容定員</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">日本語科</td> <td rowspan="3">第1部</td> <td>進学2年 コース</td> <td>2年</td> <td>40人</td> <td>80人</td> <td>+40人</td> </tr> <tr> <td>進学1年6ヵ月 コース</td> <td>1年 6ヵ月</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>70人</td> <td>110人</td> <td>+40人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2部</td> <td>進学2年 コース</td> <td>2年</td> <td>40人</td> <td>75人</td> <td>+35人</td> </tr> <tr> <td>進学1年6ヵ月 コース</td> <td>1年 6ヵ月</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>80人</td> <td>115人</td> <td>+35人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>150人</td> <td>225人</td> <td>+75人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1部 9:10~12:30 第2部 13:10~16:30</p>						学科名	第1部 第2部	コース名	修業 年限	収容定員		増減	変更前	変更後	日本語科	第1部	進学2年 コース	2年	40人	80人	+40人	進学1年6ヵ月 コース	1年 6ヵ月	30人	30人	-	小計		70人	110人	+40人	第2部	進学2年 コース	2年	40人	75人	+35人	進学1年6ヵ月 コース	1年 6ヵ月	40人	40人	-	小計		80人	115人	+35人	合計				150人	225人	+75人																				
学科名	第1部 第2部	コース名	修業 年限	収容定員		増減																																																																					
				変更前	変更後																																																																						
日本語科	第1部	進学2年 コース	2年	40人	80人	+40人																																																																					
		進学1年6ヵ月 コース	1年 6ヵ月	30人	30人	-																																																																					
		小計		70人	110人	+40人																																																																					
	第2部	進学2年 コース	2年	40人	75人	+35人																																																																					
		進学1年6ヵ月 コース	1年 6ヵ月	40人	40人	-																																																																					
		小計		80人	115人	+35人																																																																					
合計				150人	225人	+75人																																																																					
7 職員組織	<p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任教員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教員</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>生活指導員</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>教員23人、うち専任教員6人</p> <p>◆ 各種学校規程第8条、私立各種学校設置認可等審査基準第7条 基準 教員3人以上、生徒40人を超えるごとに1人増加 ⇒6人以上 うち専任は半数以上(3人未満不可) ⇒3人以上</p> <p>◆ 日本語教育機関の告示基準及び告示基準解釈指針 基準 教員 3人以上かつ生徒20人につき1人 ⇒12人以上 専任 2人以上かつ生徒40人につき1人 ⇒6人以上</p>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			校長補佐							主任教員	1			1			教員	3	1	16	5	1	16	生活指導員	3			3			事務職員	2		1	2		1	校医等			1			1	合計	10	1	18	12	1	18
区分	変更前			変更後																																																																							
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																					
校長	1			1																																																																							
校長補佐																																																																											
主任教員	1			1																																																																							
教員	3	1	16	5	1	16																																																																					
生活指導員	3			3																																																																							
事務職員	2		1	2		1																																																																					
校医等			1			1																																																																					
合計	10	1	18	12	1	18																																																																					

8 施設等の  
状 況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校地		2,760.74 m <sup>2</sup>		2,760.74 m <sup>2</sup>	
校舎	普通教室	9室	341.71 m <sup>2</sup>	9室	341.71 m <sup>2</sup>
	特別教室（共用）	2室	101.27 m <sup>2</sup>	2室	101.27 m <sup>2</sup>
	校長室	1室	15.81 m <sup>2</sup>	1室	15.81 m <sup>2</sup>
	事務・職員室	1室	62.69 m <sup>2</sup>	1室	62.69 m <sup>2</sup>
	医務室	1室	3.96 m <sup>2</sup>	1室	3.96 m <sup>2</sup>
	会議室（共用）	1室	41.91 m <sup>2</sup>	1室	41.91 m <sup>2</sup>
	図書室	1室	42.56 m <sup>2</sup>	1室	42.56 m <sup>2</sup>
	図書室（共用）	1室	117.09 m <sup>2</sup>	1室	117.09 m <sup>2</sup>
	その他室	1室	13.40 m <sup>2</sup>	1室	13.40 m <sup>2</sup>
	その他室（共用）	9室	687.23 m <sup>2</sup>	9室	687.23 m <sup>2</sup>
	その他（廊下等）		204.95 m <sup>2</sup>		204.95 m <sup>2</sup>
	その他（廊下等）（共用）		1,163.47 m <sup>2</sup>		1,163.47 m <sup>2</sup>
	合 計			2,796.05 m <sup>2</sup>	
合計（共用除く）			685.08 m <sup>2</sup>		685.08 m <sup>2</sup>

※変更なし

1人当たり校舎面積

第1部 685.08 m<sup>2</sup> ÷ 110人 = 6.22 m<sup>2</sup>

第2部 685.08 m<sup>2</sup> ÷ 115人 = 5.95 m<sup>2</sup>

◆ 各種学校規程第10条

基準	内容
校舎面積 115.70 m <sup>2</sup> 以上、 かつ1人当り 2.31 m <sup>2</sup> 以上	校舎：685.08 m <sup>2</sup> 第1部：6.22 m <sup>2</sup> 第2部：5.95 m <sup>2</sup>

◆ 日本語教育機関の告示基準

基準	適否
校舎面積 115 m <sup>2</sup> 以上、かつ1人当り 2.3 m <sup>2</sup> 以上	校舎：685.08 m <sup>2</sup> 第1部：6.22 m <sup>2</sup> 第2部：5.95 m <sup>2</sup>
教室面積 1人当り 1.5 m <sup>2</sup> 以上	1.7 m <sup>2</sup> 以上

第8号議案 浜松日本語学院(各種学校)の收容定員に係る学則変更認可について

1 名称	浜松日本語学院 (平成23年9月28日設置認可 校長 竹下 知宏)																																																																																																																					
2 位置	浜松市中区中央3丁目10番8号																																																																																																																					
3 設置者	静岡市葵区相生町12番18号 学校法人静岡理工科大学 (理事長 杉浦 哲)																																																																																																																					
4 変更の理由	留学生の就学機会を確保するため、收容定員を変更(増加)する。																																																																																																																					
5 変更の時期	令和5年4月1日																																																																																																																					
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科名</th> <th rowspan="2">第1部 第2部</th> <th rowspan="2">コース名</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th colspan="2">收容定員</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">日本語科</td> <td rowspan="3">第1部</td> <td>進学2年コース</td> <td>2年</td> <td>80人</td> <td>128人</td> <td>+48人</td> </tr> <tr> <td>進学1年6ヵ月コース</td> <td>1年6ヵ月</td> <td>80人</td> <td>120人</td> <td>+40人</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>160人</td> <td>248人</td> <td>+88人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2部</td> <td>進学2年コース</td> <td>2年</td> <td>97人</td> <td>137人</td> <td>+40人</td> </tr> <tr> <td>進学1年6ヵ月コース</td> <td>1年6ヵ月</td> <td>80人</td> <td>120人</td> <td>+40人</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>177人</td> <td>257人</td> <td>+80人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>337人</td> <td>505人</td> <td>+168人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1部 9:10~12:30 第2部 13:10~16:30</p>							学科名	第1部 第2部	コース名	修業年限	收容定員		増減	変更前	変更後	日本語科	第1部	進学2年コース	2年	80人	128人	+48人	進学1年6ヵ月コース	1年6ヵ月	80人	120人	+40人	小計		160人	248人	+88人	第2部	進学2年コース	2年	97人	137人	+40人	進学1年6ヵ月コース	1年6ヵ月	80人	120人	+40人	小計		177人	257人	+80人	合計				337人	505人	+168人																																																														
学科名	第1部 第2部	コース名	修業年限	收容定員		増減																																																																																																																
				変更前	変更後																																																																																																																	
日本語科	第1部	進学2年コース	2年	80人	128人	+48人																																																																																																																
		進学1年6ヵ月コース	1年6ヵ月	80人	120人	+40人																																																																																																																
		小計		160人	248人	+88人																																																																																																																
	第2部	進学2年コース	2年	97人	137人	+40人																																																																																																																
		進学1年6ヵ月コース	1年6ヵ月	80人	120人	+40人																																																																																																																
		小計		177人	257人	+80人																																																																																																																
	合計				337人	505人	+168人																																																																																																															
	7 職員組織	<p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">令和5年度</th> <th colspan="3">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務課長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務課長補佐</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任教員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教員</td> <td>3</td> <td></td> <td>27</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>生活指導員</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度教員40人、専任9人 令和6年度教員44人、専任13人</p> <p>◆ 各種学校規程第8条、私立各種学校設置認可等審査基準第7条 基準 教員 3人以上、生徒40人を超えるごとに1人増加 ⇒13人以上 うち専任教員は半数以上(3人未満不可) ⇒7人以上</p> <p>◆ 日本語教育機関の告示基準及び告示基準解釈指針 基準 教員 3人以上かつ生徒20人につき1人 ⇒26人以上 専任 2人以上かつ生徒40人につき1人 ⇒13人以上</p>									区分	変更前			令和5年度			令和6年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			1			教務課長	1			1			1			教務課長補佐	1			1			1			主任教員	1			1			1			教員	3		27	6	1	30	10	1	30	生活指導員	6			6			6			事務職員	2			2			2			校医等			1			1			1	合計	15	0	28	18	1	31	22	1
区分	変更前			令和5年度			令和6年度																																																																																																															
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																													
校長	1			1			1																																																																																																															
教務課長	1			1			1																																																																																																															
教務課長補佐	1			1			1																																																																																																															
主任教員	1			1			1																																																																																																															
教員	3		27	6	1	30	10	1	30																																																																																																													
生活指導員	6			6			6																																																																																																															
事務職員	2			2			2																																																																																																															
校医等			1			1			1																																																																																																													
合計	15	0	28	18	1	31	22	1	31																																																																																																													

8 施設等の  
状 況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校地		642.66 m <sup>2</sup>		642.66 m <sup>2</sup>	
校舎	普通教室	30 室	1,027.36 m <sup>2</sup>	30 室	1,027.36 m <sup>2</sup>
	校長室	1 室	15.09 m <sup>2</sup>	1 室	15.09 m <sup>2</sup>
	職員室	1 室	145.65 m <sup>2</sup>	1 室	145.65 m <sup>2</sup>
	図書室	1 室	65.96 m <sup>2</sup>	1 室	65.96 m <sup>2</sup>
	保健室	1 室	7.90 m <sup>2</sup>	1 室	7.90 m <sup>2</sup>
	会議室	1 室	29.50 m <sup>2</sup>	1 室	29.50 m <sup>2</sup>
	その他室	19 室	434.93 m <sup>2</sup>	19 室	434.93 m <sup>2</sup>
	その他(廊下等)		1,337.15 m <sup>2</sup>		1,337.15 m <sup>2</sup>
	合 計		3,063.54 m <sup>2</sup>		3,063.54 m <sup>2</sup>

※変更なし

1人当たり校舎面積

第1部  $3,063.54 \text{ m}^2 \div 248 \text{ 人} = 12.35 \text{ m}^2$

第2部  $3,063.54 \text{ m}^2 \div 257 \text{ 人} = 11.92 \text{ m}^2$

◆ 各種学校規程第10条

基準	内容
校舎面積 115.70 m <sup>2</sup> 以上、 かつ1人当り 2.31 m <sup>2</sup> 以上	校舎 : 3,063.54 m <sup>2</sup> 第1部 : 12.35 m <sup>2</sup> 第2部 : 11.92 m <sup>2</sup>

◆ 日本語教育機関の告示基準

基準	内容
校舎面積 115 m <sup>2</sup> 以上、 かつ1人当り 2.3 m <sup>2</sup> 以上	校舎 : 3,063.54 m <sup>2</sup> 第1部 : 12.35 m <sup>2</sup> 第2部 : 11.92 m <sup>2</sup>
教室面積 1人当たり 1.5 m <sup>2</sup> 以上	1.61 m <sup>2</sup> 以上

第9号議案 静岡国際言語学院(各種学校)の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	静岡国際言語学院 (平成27年3月31日設置認可 校長 板垣 晶行)																																																																												
2 位置	袋井市諸井2331番地の1																																																																												
3 設置者	袋井市諸井2331番地の1 学校法人静岡国際言語学院 (理事長 鈴木 喜晴)																																																																												
4 変更の理由	留学生の就学機会を確保及び学校経営の安定確保のため、収容定員を変更(増加)する。																																																																												
5 変更の時期	令和5年4月1日																																																																												
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部</th> <th rowspan="2">コース名</th> <th rowspan="2">修業 年限</th> <th rowspan="2">入学 時期</th> <th colspan="2">収容定員</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 (午前)</td> <td>進学2年コース</td> <td>2年</td> <td>4月</td> <td>103人</td> <td>120人</td> <td>+17人</td> </tr> <tr> <td>第2部 (午後)</td> <td>一般2年コース</td> <td>2年</td> <td>10月</td> <td>77人</td> <td>80人</td> <td>+3人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>180人</td> <td>200人</td> <td>+20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1部 8:30~12:00 第2部 13:10~16:40</p>						部	コース名	修業 年限	入学 時期	収容定員		増減	変更前	変更後	第1部 (午前)	進学2年コース	2年	4月	103人	120人	+17人	第2部 (午後)	一般2年コース	2年	10月	77人	80人	+3人	合計				180人	200人	+20人																																									
部	コース名	修業 年限	入学 時期	収容定員		増減																																																																							
				変更前	変更後																																																																								
第1部 (午前)	進学2年コース	2年	4月	103人	120人	+17人																																																																							
第2部 (午後)	一般2年コース	2年	10月	77人	80人	+3人																																																																							
合計				180人	200人	+20人																																																																							
7 職員組織	<p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学院長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務主任</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教員</td> <td>4</td> <td></td> <td>7</td> <td>5</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>生活指導</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>校医</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>教員14人、うち専任教員6人</p> <p>◆ 各種学校規程第8条、私立各種学校設置認可等審査基準第7条 基準</p> <table border="1"> <tr> <td>教員 3人以上、生徒40人を超えるごとに1人増加 ⇒5人以上 うち専任教員は半数以上(3人未満不可) ⇒3人以上</td> </tr> </table> <p>◆ 日本語教育機関の告示基準及び告示基準解釈指針 基準</p> <table border="1"> <tr> <td>教員 3人以上かつ生徒20人につき1人 ⇒10人以上 専任 2人以上かつ生徒40人につき1人 ⇒5人以上</td> </tr> </table>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	学院長	1			1			教務主任	1			1			教員	4		7	5		8	生活指導	3			3			事務員	3			3			用務員			1			1	校医			1			1	合計	12	0	9	13	0	10	教員 3人以上、生徒40人を超えるごとに1人増加 ⇒5人以上 うち専任教員は半数以上(3人未満不可) ⇒3人以上	教員 3人以上かつ生徒20人につき1人 ⇒10人以上 専任 2人以上かつ生徒40人につき1人 ⇒5人以上
区分	変更前			変更後																																																																									
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																							
学院長	1			1																																																																									
教務主任	1			1																																																																									
教員	4		7	5		8																																																																							
生活指導	3			3																																																																									
事務員	3			3																																																																									
用務員			1			1																																																																							
校医			1			1																																																																							
合計	12	0	9	13	0	10																																																																							
教員 3人以上、生徒40人を超えるごとに1人増加 ⇒5人以上 うち専任教員は半数以上(3人未満不可) ⇒3人以上																																																																													
教員 3人以上かつ生徒20人につき1人 ⇒10人以上 専任 2人以上かつ生徒40人につき1人 ⇒5人以上																																																																													

8 施設等の  
状 況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校地	建物敷地	1,274.21 m <sup>2</sup>		1,274.21 m <sup>2</sup>	
	その他の校地	1,472.96 m <sup>2</sup>		1,472.96 m <sup>2</sup>	
	計	2,747.17 m <sup>2</sup>		2,747.17 m <sup>2</sup>	
校舎	教室	7 室	256.72 m <sup>2</sup>	7 室	256.72 m <sup>2</sup>
	役員室	1 室	19.87 m <sup>2</sup>	1 室	19.87 m <sup>2</sup>
	職員室	2 室	90.87 m <sup>2</sup>	2 室	90.87 m <sup>2</sup>
	事務室	1 室	24.87 m <sup>2</sup>	1 室	24.87 m <sup>2</sup>
	図書室	1 室	24.30 m <sup>2</sup>	1 室	24.30 m <sup>2</sup>
	保健室	1 室	16.56 m <sup>2</sup>	1 室	16.56 m <sup>2</sup>
	倉庫	1 室	93.58 m <sup>2</sup>	1 室	93.58 m <sup>2</sup>
	その他（廊下等）		203.54 m <sup>2</sup>		203.54 m <sup>2</sup>
	合 計		730.31 m <sup>2</sup>		730.31 m <sup>2</sup>

※変更なし

1人当たり校舎面積

第1部 730.31 m<sup>2</sup> ÷ 120 人 = 6.08 m<sup>2</sup>

第2部 730.31 m<sup>2</sup> ÷ 80 人 = 9.12 m<sup>2</sup>

◆ 各種学校規程第10条

基準	内容
校舎面積 115.70 m <sup>2</sup> 以上、 かつ1人当たり 2.31 m <sup>2</sup> 以上	校舎 : 730.31 m <sup>2</sup> 第1部 : 6.08 m <sup>2</sup> 第2部 : 9.12 m <sup>2</sup>

◆ 日本語教育機関の告示基準

基準	内容
校舎面積 115 m <sup>2</sup> 以上、かつ1人当たり 2.3 m <sup>2</sup> 以上	校舎 : 730.31 m <sup>2</sup> 第1部 : 6.08 m <sup>2</sup> 第2部 : 9.12 m <sup>2</sup>
教室面積 1人当たり 1.5 m <sup>2</sup> 以上	1.57 m <sup>2</sup> 以上

第 10 号議案 伊藤珠算学校（各種学校）の廃止認可について

1 名 称	伊藤珠算学校 (昭和 30 年 3 月 22 日 設置認可)						
2 位 置	菊川市下平川 1416 番地						
3 設 置 者	菊川市下平川 1414 番地の 4 伊藤 富士雄						
4 廃止の理由	設置者の死亡による						
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日						
6 生徒の処置方法	伊藤珠算学校（私塾）の生徒とする						
7 教職員の処置方法	伊藤珠算学校（私塾）の教職員となる						
8 指導要録等の保存方法	伊藤珠算学校（私塾）で保管する						
9 生徒数の推移	(各年度 5 月 1 日現在)						
	学科名	定員	H30	R1	R2	R3	R4
	珠算(昼)	120	40	38	30	34	43
	合計	120	40	38	30	34	43

事前審査 1 (仮称) 静岡学園葵高等学校の学校設置計画について

1 名 称	(仮称) 静岡学園葵高等学校																																																																																	
2 位 置	静岡市駿河区八幡一丁目1番1号																																																																																	
3 設 置 者	静岡市駿河区聖一色ママ下400番地 学校法人第三静岡学園 (理事長 牧野 秀則)																																																																																	
4 目 的	近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況を受け、不登校の生徒の高校卒業後の進学につなげるため、通信制課程の高等学校を設置するもの。																																																																																	
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																																	
6 編 成 等	<p>○収容定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信制課程 (狭域、学年制)</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 基準 収容定員 240人以上</p> <p>令和6年度から令和8年度までの定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>学科</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>普通科</td> <td>80人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>普通科</td> <td>80人</td> <td>80人</td> <td>40人</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>普通科</td> <td>80人</td> <td>80人</td> <td>80人</td> <td>240人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○教科別教員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国語</th> <th>社会</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>芸術</th> <th>保体</th> <th>技家</th> <th>英語</th> <th>情報</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>										区分	収容定員	通信制課程 (狭域、学年制)	240人	年度	学科	1年	2年	3年	合計	R6	普通科	80人	40人	40人	160人	R7	普通科	80人	80人	40人	200人	R8	普通科	80人	80人	80人	240人		国語	社会	数学	理科	芸術	保体	技家	英語	情報	計	R6	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17	R7	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17	R8	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17
区分	収容定員																																																																																	
通信制課程 (狭域、学年制)	240人																																																																																	
年度	学科	1年	2年	3年	合計																																																																													
R6	普通科	80人	40人	40人	160人																																																																													
R7	普通科	80人	80人	40人	200人																																																																													
R8	普通科	80人	80人	80人	240人																																																																													
	国語	社会	数学	理科	芸術	保体	技家	英語	情報	計																																																																								
R6	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17																																																																								
R7	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17																																																																								
R8	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17																																																																								

7 職員組織

職名	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校長	1			1			1		
副校長	1			1			1		
教頭									
教諭	6			6			6		
助教諭									
講師			10※			10※			10※
免許状を要しない 非常勤講師									
養護教諭			1			1			1
事務長	1			1			1		
事務職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
用務員等			1			1			1
校医等			2			2			2
計	10	1	15	10	1	15	10	1	15
教員数計 (換算後)	8 ※32授業時間/週			8 ※38授業時間/週			9 ※54授業時間/週		

完成年度において、※を教諭に換算すると 2人 (週当たり総授業時間54÷20)。 □7人と合計すると9人となる。

◆ 基準

項目	要件
教諭等	収容定員 240 人以下：9人以上
教諭の数	5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可
養護教諭 (※)	1人以上
事務職員	収容定員 240 人以下：3人以上
事務長	1人以上

※ 養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等		備考
校地	校地	967.12 m <sup>2</sup>		自己所有
	(屋外運動場)	(0.00 m <sup>2</sup> )		
校舎等	普通教室	7室	575.35 m <sup>2</sup>	自己所有
	特別教室	6室	309.08 m <sup>2</sup>	
	校長室	1室	41.82 m <sup>2</sup>	
	職員室	1室	50.14 m <sup>2</sup>	
	事務室	1室	88.01 m <sup>2</sup>	
	図書室	2室	132.09 m <sup>2</sup>	
	保健室	2室	39.56 m <sup>2</sup>	
	屋内運動場	7室	660.97 m <sup>2</sup>	屋内運動場
	その他		1,562.46 m <sup>2</sup>	3F 588.97m <sup>2</sup> (6室)
	計		3,459.48 m <sup>2</sup>	6F 72.00m <sup>2</sup> (1室)

◆ 基準

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 自己所有</li> <li>・校地が借地の場合、教育上支障がなく、かつ20年以上の賃借権を取得し、登記する等</li> </ul>
校舎	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 面積 1,200m<sup>2</sup>以上</li> <li>(2) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えている</li> <li>(3) 普通教室の面積 50~65m<sup>2</sup>以上 ※ 同時に面接指導を受ける生徒数 (30~40人を予定) × 1.5 m<sup>2</sup> + 5 m<sup>2</sup> = 50~65 m<sup>2</sup>以上</li> <li>(4) 図書の閲覧場所の面積 65 m<sup>2</sup>以上</li> </ol>
屋内運動場	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地</li> <li>(2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設</li> <li>(3) 面積 1,589m<sup>2</sup>以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m<sup>2</sup>以上 (屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。)</li> </ol>

事前審査 2 (仮称) 専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校(専修学校)の設置計画について

1 目的	本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、ペット業務に関する技術の習得並びに教養の向上を図り、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。																																																						
2 名称	(仮称) 専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校																																																						
3 位置	静岡市駿河区東静岡 2 丁目 15																																																						
4 設置者	浜松市中区北田町 130 番地の 12 学校法人爽青会(理事長 中野 勤次郎)																																																						
5 開設の時期	令和 6 年 4 月 1 日																																																						
6 編成等	<table border="1" data-bbox="467 757 1442 1211"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>昼夜</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専門課程 (文化・教養関係)</td> <td>動物看護師科</td> <td>昼</td> <td>3 年</td> <td>40 人</td> <td>120 人</td> <td rowspan="4">高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者</td> </tr> <tr> <td>ペットエステ・トリミング科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>30 人</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>ドッグ・ウェルネス科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>30 人</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>動物海洋飼育・アクアリウム科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>40 人</td> <td>80 人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>140 人</td> <td>320 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="501 1240 1190 1274">年間授業時数 920 単位時間以上 (1 単位時間 45 分)</p> <p data-bbox="467 1339 932 1373">◆ 学校教育法 第 124 条、第 125 条</p> <table border="1" data-bbox="467 1373 1442 1713"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修業年限 1 年以上</td> <td>動物看護師科 (3 年) ペットエステ・トリミング科、 ドッグ・ウェルネス科、動物海洋飼育・アクアリウム科 (2 年)</td> </tr> <tr> <td>各分野の課程ごと、定員 40 人以上</td> <td>320 人</td> </tr> <tr> <td>入学資格 (専門課程) 高等学校を修了又はそれに準ずる学力を有する者</td> <td>高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="467 1742 820 1776">◆ 専修学校設置基準 第 6 条</p> <table border="1" data-bbox="467 1776 1442 1845"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時に授業を行う生徒数 40 人以下</td> <td>1 クラス 40 人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="467 1874 1034 1908">◆ 専修学校設置基準 第 9 条、第 16 条第 1 項</p> <table border="1" data-bbox="467 1908 1442 2024"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業の 1 単位時間 50 分(45 分も可)</td> <td>45 分</td> </tr> <tr> <td>授業時数 年間 800 単位時間以上</td> <td>920 単位時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	課程	学科	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門課程 (文化・教養関係)	動物看護師科	昼	3 年	40 人	120 人	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者	ペットエステ・トリミング科	昼	2 年	30 人	60 人	ドッグ・ウェルネス科	昼	2 年	30 人	60 人	動物海洋飼育・アクアリウム科	昼	2 年	40 人	80 人	計				140 人	320 人		基準	内容	修業年限 1 年以上	動物看護師科 (3 年) ペットエステ・トリミング科、 ドッグ・ウェルネス科、動物海洋飼育・アクアリウム科 (2 年)	各分野の課程ごと、定員 40 人以上	320 人	入学資格 (専門課程) 高等学校を修了又はそれに準ずる学力を有する者	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者	基準	内容	同時に授業を行う生徒数 40 人以下	1 クラス 40 人	基準	内容	授業の 1 単位時間 50 分(45 分も可)	45 分	授業時数 年間 800 単位時間以上	920 単位時間以上
課程	学科	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																																	
専門課程 (文化・教養関係)	動物看護師科	昼	3 年	40 人	120 人	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者																																																	
	ペットエステ・トリミング科	昼	2 年	30 人	60 人																																																		
	ドッグ・ウェルネス科	昼	2 年	30 人	60 人																																																		
	動物海洋飼育・アクアリウム科	昼	2 年	40 人	80 人																																																		
計				140 人	320 人																																																		
基準	内容																																																						
修業年限 1 年以上	動物看護師科 (3 年) ペットエステ・トリミング科、 ドッグ・ウェルネス科、動物海洋飼育・アクアリウム科 (2 年)																																																						
各分野の課程ごと、定員 40 人以上	320 人																																																						
入学資格 (専門課程) 高等学校を修了又はそれに準ずる学力を有する者	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者																																																						
基準	内容																																																						
同時に授業を行う生徒数 40 人以下	1 クラス 40 人																																																						
基準	内容																																																						
授業の 1 単位時間 50 分(45 分も可)	45 分																																																						
授業時数 年間 800 単位時間以上	920 単位時間以上																																																						

7 職員組織

(開設年度：令和6年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
副校長		1		1
教員	5			5
講師			19	19
実習助手	2			2
事務職員	7			7
校医			1	1
合計	15	1	20	36

(令和7年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
副校長		1		1
教員	9			9
講師			32	32
実習助手	2			2
事務職員	7			7
校医			1	1
合計	19	1	33	53

(完成年度：令和8年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
副校長		1		1
教員	11			11
講師			32	32
実習助手	2			2
事務職員	7			7
校医			1	1
合計	21	1	33	55

◆ 専修学校設置基準 第39条

基準		内容
教員数	令和6年度 5人以上 ( $3 + (140 - 80) \div 40 \approx 5$ )	26人
	令和7年度 8人以上 ( $6 + (280 - 200) \div 50 \approx 8$ )	43人
	令和8年度 9人以上 ( $6 + (320 - 200) \div 50 \approx 9$ )	45人
専任の教員数	令和6年度 3人以上	6人
	令和7年度 4人以上	10人
	令和8年度 5人以上	12人

## 8 施設等の状況

区分	内訳			形態	資金計画
					金額 (千円)
校地	校舎敷地			1220.53 m <sup>2</sup>	自己所有 540,000千円 (自己資金)
校舎	鉄骨造 6階建 1棟	普通教室	10室	633.96 m <sup>2</sup>	自己所有 1,100,000千円 (自己資金 570,000千円、 借入金 530,000千円)
		特別教室	10室	547.99 m <sup>2</sup>	
		飼育室	6室	265.53 m <sup>2</sup>	
		理事長・役員室	1室	30.25 m <sup>2</sup>	
		役員応接室	1室	14.80 m <sup>2</sup>	
		職員室	1室	89.98 m <sup>2</sup>	
		図書室	1室	12.42 m <sup>2</sup>	
		保健室	1室	9.10 m <sup>2</sup>	
		倉庫	3室	24.15 m <sup>2</sup>	
		面談室	3室	27.82 m <sup>2</sup>	
		就職サロン	1室	17.15 m <sup>2</sup>	
		その他(廊下、階段等)		671.93 m <sup>2</sup>	
		計		2,345.08 m <sup>2</sup>	
機器備品等	校具、教具、図書等		一式	自己所有 105,000千円 (自己資金)	

### ◆ 県専修学校設置認可等審査基準 第8条、第9条、第10条

基準	内容
校地、校舎、設備は、負担付き、借用であってはならない。	自己所有

### ◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準	内容
目的、生徒数又は課程に応じ	教室 10室 特別教室 10室 職員室、図書室等
必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	施設・設備調書のとおり

### ◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 900 m <sup>2</sup> 以上 ※ $200 + 2.5 \times (320 - 40) = 900 \text{ m}^2$	2,345.08 m <sup>2</sup>

### ◆ 県専修学校設置認可等審査基準 第12条 (設置に係る資金)

基準	内容
借入先：基準で定める団体又は銀行、信用金庫等	信用金庫
借入額：学校の総負債額が学校の総資産額の1/3 (33.3%) 以内 ※ $1,745,000 \text{ 千円} \times 1/3 \div 581,667 \text{ 千円}$	借入金 530,000千円
償還額：各年度の年間事業活動収入の20%以内 R6 28,309千円、R7 58,451千円、R8 75,254千円	R6 22,650千円、R7 42,550千円、 R8 42,400千円

事前審査3 静岡デザイン専門学校(専修学校)の目的変更計画について

1 名 称	静岡デザイン専門学校 (昭和51年3月30日設置認可 校長 久保田 香里)																																																														
2 位 置	静岡市葵区鷹匠2丁目19番15号 ※令和6年4月に下記住所へ移転予定 静岡市葵区伝馬町30番・静岡市葵区御幸町20番																																																														
3 設 置 者	静岡市葵区相生町12番18号 学校法人静岡理工科大学(理事長 杉浦 哲)																																																														
4 目 的	<p>&lt;変更前&gt; 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、服装並びにデザイン業務に関する知識・技能を授けるとともに一般教養を高め、有能な職業人、社会人を育成することを目的とする。</p> <p>&lt;変更後&gt; 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、服装、美容並びにデザイン業務に関する知識・技能を授けるとともに一般教養を高め、有能な職業人、社会人を育成することを目的とする。</p>																																																														
5 課 程 及 び 分 野	<p>&lt;変更前&gt; 専門課程 服飾・家政分野 専門課程 文化・教養分野</p> <p>&lt;変更後&gt; 専門課程 服飾・家政分野 専門課程 文化・教養分野 専門課程 衛生分野</p>																																																														
6 変 更 の 理 由	衛生分野の新設(美容科及びヘアメイク科)のため																																																														
7 変 更 の 時 期	令和6年4月1日																																																														
8 編 成 等	<p>&lt;変更前&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>学 科</th> <th>昼夜 区分</th> <th>修業 年限</th> <th>入学 定員</th> <th>総定員</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門</td> <td rowspan="3">服飾・ 家政</td> <td>ファッションビジネス科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>20人</td> <td>40人</td> <td rowspan="7">高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者</td> </tr> <tr> <td>ファッションデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3年</td> <td>20人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>ブライダル・ビューティー科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>30人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門</td> <td rowspan="4">文化・ 教養</td> <td>グラフィックデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3年</td> <td>60人</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>プロダクトデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3年</td> <td>20人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>インテリアデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3年</td> <td>20人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>フラワーデザイン科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>20人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td colspan="5">合 計</td> <td>190人</td> <td>500人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格	専門	服飾・ 家政	ファッションビジネス科	昼	2年	20人	40人	高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者	ファッションデザイン科	昼	3年	20人	60人	ブライダル・ビューティー科	昼	2年	30人	60人	専門	文化・ 教養	グラフィックデザイン科	昼	3年	60人	180人	プロダクトデザイン科	昼	3年	20人	60人	インテリアデザイン科	昼	3年	20人	60人	フラワーデザイン科	昼	2年	20人	40人	合 計					190人	500人	
課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格																																																								
専門	服飾・ 家政	ファッションビジネス科	昼	2年	20人	40人	高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者																																																								
		ファッションデザイン科	昼	3年	20人	60人																																																									
		ブライダル・ビューティー科	昼	2年	30人	60人																																																									
専門	文化・ 教養	グラフィックデザイン科	昼	3年	60人	180人																																																									
		プロダクトデザイン科	昼	3年	20人	60人																																																									
		インテリアデザイン科	昼	3年	20人	60人																																																									
		フラワーデザイン科	昼	2年	20人	40人																																																									
合 計					190人	500人																																																									

〈変更後〉 衛生分野の学科設置のほか、他学科も再編を実施

課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格
専門	服飾・ 家政	ファッションビジネス科	昼	2年	30人	60人	高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者
		ファッションデザイン科	昼	3年	20人	60人	
		トータルビューティー科	昼	2年	20人	40人	
	文化・ 教養	グラフィックデザイン科	昼	3年	60人	180人	
		プロダクトデザイン科	昼	3年	20人	60人	
		インテリア・空間デザイン科	昼	3年	20人	60人	
		フラワーデザイン科	昼	2年	20人	40人	
	衛生	CGデザイン科	昼	3年	40人	120人	
		美容科	昼	2年	30人	60人	
	ヘアメイク科	昼	2年	30人	60人		
合 計					290人	740人	

◆ 学校教育法 第124条、第125条

基準	内容
修業年限 1年以上	2年制もしくは3年制
各分野の課程ごと、定員40人以上	衛生分野120人
入学資格（専門課程） 高等学校卒業程度	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者

◆ 専修学校設置基準 第6条

基準	内容
同時に授業を行う生徒数40人以下	美容科 30人/クラス、 ヘアメイク科 30人/クラス

◆ 専修学校設置基準 第16条第1項

基準	内容
1単位時間 50分（45分も可）	45分
授業時数 年間800単位時間以上	美容科、ヘアメイク科990単位時間以上

9 職員組織

（単位：人）

区 分	令和5年度			令和6年度 (1年目)			令和7年度 (2年目)			令和8年度 (完成年度3年目)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1			1			1		
教 員	25			28			29			29		
（衛生分野）				5			5			5		
講 師			137			147			158			162
（衛生分野）						10			13			13
事務職員	10	1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	1
校 医 等			1			1			1			1
計	36	1	139	39	1	149	40	1	160	40	1	164

◆ 専修学校設置基準 第39条

教員数	基準（衛生分野）			内容
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	3人以上、うち専任教員3人以上	4人以上、うち専任教員3人以上	4人以上、うち専任教員3人以上	15人、専任5人
				18人、専任5人
				18人、専任5人

10 施設等の状況

区 分		変更前（現校舎）		変更後（新校舎）			
校 地	校舎敷地	自己所有	1,191.86 m <sup>2</sup>	2,003.90 m <sup>2</sup>			
		借 地	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			
	その他校地	自己所有	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			
		借 地	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			
	計		1,191.86 m <sup>2</sup>	2,003.90 m <sup>2</sup>			
校 舎	鉄骨造 地下1階付き 12階建  [学校] 5~10階	自己所有	普通教室	16室	1,324.65 m <sup>2</sup>	12室	1,733.91 m <sup>2</sup>
			特別教室	7室	437.55 m <sup>2</sup>	29室	2,281.85 m <sup>2</sup>
			校長室	1室	19.38 m <sup>2</sup>	1室	30.60 m <sup>2</sup>
			職員室・事務室	2室	119.50 m <sup>2</sup>	1室	254.80 m <sup>2</sup>
			応接室	-	-	1室	21.76 m <sup>2</sup>
			図書コーナー	-	-	1室	150.68 m <sup>2</sup>
			保健室	1室	11.20 m <sup>2</sup>	2室	17.10 m <sup>2</sup>
			ホール	1室	104.69 m <sup>2</sup>	12室	669.21 m <sup>2</sup>
			会議室	-	-	1室	13.14 m <sup>2</sup>
			倉庫	5室	26.08 m <sup>2</sup>	20室	439.06 m <sup>2</sup>
			その他室	5室	114.88 m <sup>2</sup>	2室	18.53 m <sup>2</sup>
			廊下その他	-	660.40 m <sup>2</sup>	-	2,407.19 m <sup>2</sup>
			合 計			2,818.33 m <sup>2</sup>	

※令和6年4月に新校舎へ移転予定

◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準		内容
目的、生徒数又は課程に応じ	教室、教員室、事務室、その他必要な附帯施設を備えること。	教 室 12室 特別教室 29室 教職員室 1室ほか
	必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	施設・設備調書のとおり

◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 2,130 m <sup>2</sup> 以上	7,037.83 m <sup>2</sup>

協議事項 1 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第10条 (略) (設置計画の承認)</p> <p>第11条 新たに私立学校を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、遅くとも開設年度の前々年度の12月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、設置計画書の審査に当たっては、次の関係機関の意見を聴くとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。</p> <p>(1) 県教育委員会(高等学校の場合のみ)</p> <p>(2) 関係市町村の教育委員会</p> <p>(3) 県私学協会</p> <p>3 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ静岡県私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 新たに私立学校の課程又は学科の設置をしようとする者は、第1項から第3項までの規定を準用する。この場合、「私立学校を設置」を「私立学校の課程を設置」又は「私立学校の学科を設置」と読み替える。</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第10条 (略) (設置計画の承認)</p> <p>第11条 新たに私立学校を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、遅くとも開設年度の前々年度の12月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p><u>ただし、校舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。</u></p> <p>2 知事は、設置計画書の審査に当たっては、次の関係機関の意見を聴くとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。</p> <p>(1) 県教育委員会(高等学校の場合のみ)</p> <p>(2) 関係市町村の教育委員会</p> <p>(3) 公益社団法人静岡県私学協会</p> <p>3 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ静岡県私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 新たに私立学校の課程又は学科の設置をしようとする者は、第1項から第3項までの規定を準用する。この場合、「私立学校を設置」を「私立学校の課程を設置」又は「私立学校の学科を設置」と読み替える。</p> <p>第12条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、令和5年 月 日から施行する。

協議事項 2 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第17条 (略) (申請手続及び標準処理期間)</p> <p>第18条 独立校の設置認可に係る申請から認可までの手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置計画書の提出 認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の5月末までに別に定める設置計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、校舎の建築を伴わない場合は、<u>開設年度の前々年度の11月末までとする。</u></p> <p>(2) 計画書の審査 知事は、計画書の審査にあつては、次の関係機関の意見を聴くとともに必要に応じて現地調査を実施する。 ア 県教育委員会 イ 県私学協会 ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(3) 計画書の承認 知事は、計画書を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>(4) 設置認可申請書の提出 申請者は、計画書の承認を受けた後、開設年度の前年度の11月末までに別に定める設置認可申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第1条 ～ 第17条 (略) <u>(設置計画の承認及び設置認可)</u></p> <p>第18条 独立校の設置認可に係る申請から認可までの手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置計画書の提出 認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の5月末までに別に定める設置計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、校舎の建築を伴わない場合は、<u>であつて、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。</u></p> <p>(2) 計画書の審査 知事は、計画書の審査にあつては、次の関係機関の意見を聴くとともに必要に応じて現地調査を実施する。 ア 県教育委員会 イ 公益社団法人静岡県私学協会 ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(3) 計画書の承認 知事は、計画書を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>(4) 設置認可申請書の提出 申請者は、計画書の承認を受けた後、開設年度の前年度の11月末までに別に定める設置認可申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(5) 審査及び認可</p> <p>知事は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上で審議会に諮問し、審議会からの答申後 10 日以内に答申内容を申請者に通知する。</p> <p>2 前項の規定は、第13条から第17条までに規定する課程の設置認可等の手続について準用する。</p> <p>ただし、収容定員を変更する場合の学則変更認可に係る申請書の提出は、前項第4号の規定にかかわらず、変更年度の前年度の5月末までとする。</p>	<p>(5) 審査及び認可</p> <p>知事は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上で審議会に諮問し、審議会からの答申後 10 日以内に答申内容を申請者に通知する。</p> <p>2 前項の規定は、第13条から第17条までに規定する課程の設置認可等の手続について準用する。</p> <p>ただし、収容定員を変更する場合の学則変更認可に係る申請書の提出は、前項第4号の規定にかかわらず、変更年度の前年度の5月末までとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この基準は、令和5年 月 日から施行する。

協議事項3 私立幼稚園設置認可審査内規の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第11条 (略)</p> <p><u>(事前審査)</u></p> <p><u>第12条 幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規第9条の規定は幼稚園の設置について準用する。この場合において、「設立者」とあるのは、「私立幼稚園を設置しようとする者」と、「学校法人設立計画書」とあるのは「私立幼稚園設置計画書」と、「学校法人寄附行為認可申請書」とあるのは「私立幼稚園設置認可申請書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第1条 ～ 第11条 (略)</p> <p><u>(設置計画の承認)</u></p> <p><u>第12条 新たに幼稚園を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、遅くとも開設予定年度の前々年度の12月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>ただし、校舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。</u></p> <p><u>(設置認可)</u></p> <p><u>第13条 設置予定者は、前条による承認を受けた後、遅くとも開設年度の前年度の12月末までに別に定める設置認可申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和5年 月 日から施行する。